

1 事態発生時の対応

- (1) 学校の体制等の確立 事態発生時の初期対応(事態発生から3日間を目安に対応)

**【学校の組織的対応】**

生徒の重大事態は、いつ起こるとも限らないとして、日頃から対応チームを編成することを念頭に置き、緊急時に備える。

① 対応チームの編成

校長は、総括責任者として対応チームを編成する。(SCの参加)

② 情報収集と記録の作成, 教育委員会への報告

正確な情報を、可能な限り警察等関係機関を通じて収集する。

時系列に対応の状況を記録する(記録総括:教頭)。

校長は、事態の内容をできる限りすみやかに教育委員会へ報告する。

③ 当該保護者への連絡及び対応

当該保護者への対応を早急に行う。

他の生徒、保護者への説明やマスコミへの対応などについては、当該保護者への要望に配慮する。

④ 緊急職員会議の開催

緊急職員会議を開催し、教職員の共通理解を図るとともに、今後の対応方針について協議する。

全教職員が、学校として統一した対応を取る(緊急職員会議の方針)。

⑤ 報道機関への対応

報道担当者を決め、窓口を一本化し、報道機関へ対応する。

報道機関に対応した内容については正確に記録する。

報道機関の取材においては、教育委員会と十分に協議する。

⑥ 「初期調査」の実施

すべての教職員から、これまでの当該生徒の状況や指導等について聞き取りを行う。

・当該生徒に対して「いじめ」等があったかどうかの確認を要する。ただし、この時点での「いじめ」がなかったということを断定するものではない(聞き取りの集約は教頭)。

- (2) 当該保護者への対応

**【当該保護者への配慮】**

生徒の死によって、一番つらい思いをしているのは保護者などの遺族である。学校は、そのことを理解した上で、援助を行うとともに、情報の共有(学校の情報の提供と当該保護者からの情報の取得)に努める必要がある。

① 当該保護者への連絡及び対応

当該保護者への対応を早急に行う。

- ・校長，担任が早急に訪問し，当該保護者の気持ちを察しながら，学校は保護者に対して隠すことは何もなく以降を踏まえながら最大限の努力をするという姿勢で臨む。
- ・当該保護者から，生徒の状況等を聞き取る。  
(事態発生時の様子。最近の様子や出来事，心当たり。遺書の有無，あった場合の内容等)

② 当該保護者に対する説明及び今後の対応の確認

- 当該保護者に対して「初期の調査」であきらかにならることについて説明する。
- 当該保護者の公表等の意向，及び今後の対応について確認する。
- 他の生徒，保護者への説明やマスコミへの対応などについては，保護者の了解を得る。
- 当該保護者に，在校生へのアンケート調査など「詳しい調査」の実施の可否について確認する。

③ 当該保護者への継続的な対応

- 学校は当該保護者への援助を行うとともに，情報の共有に努める。
- 当該生徒の兄弟姉妹へのサポートを行う。

(3) 生徒への対応

① 生徒への周知

- 事故等の情報を整理し，生徒に周知する(※周知方法を事前に検討する)。
- 周知する内容は，当該保護者の意向にそうものとする。
- 生徒に周知する場合
  - ・生徒の発達段階に応じて周知方法を検討し，対応する。
  - ・学年・学級単位で周知する場合は，複数の教員で対応する。

② 当該生徒と親しい関係にあった生徒への対応

- 当該生徒と関係の深かった生徒の状態に配慮する。
- 当該生徒の親しい在校生からの聞き取りを行う。

③ 通夜・告別式への参列，引率

- 当該保護者の意向に配慮し，通夜・告別式への参列，引率をする。
  - ・校長・教頭は学校を代表して，必ず通夜・告別式に参列する。
- 参列する生徒の保護者に参列することを伝える。

(4) PTA および保護者への対応

① PTA との協力

- PTA 会長と協力し，事故の事実を伝え，協力を依頼する。
- 当該保護者の了解を得た範囲で事故の医療、原因、保護者説明会の内容について PTA 役員会等で対応を図る。

② 保護者に対する周知

- 当該保護者の了解を得た上で，保護者に対して，事態の事実と学校の対応を迅速に，正確に伝える。

③ 緊急保護者会の開催

- 緊急保護者会は，社会的影響等を考慮しながら，必要に応じて開催する。
  - ・緊急保護者会では，保護者との連携を図りながら課題解決に向けた取り組みを進めるため，

- 「事態(事故)の報告」、「学校の対応」の順に説明し、「質疑応答」を行い、保護者の協力を求める。保護者会で伝える内容は、予め当該保護者の意向を確認し、意向に沿うものとする。
- ・保護者会の開催に係る報道機関等の対応体制も整えておく。

#### 【緊急保護者会の内容例】

- ① 事故の報告
- ② 学校の対応
  - ・生徒に「いつ」「何を」「どのような方法で」指導したかを説明する。
  - ・現在、生徒に「どのような対応」をしているか説明する。
  - ・今後、生徒に「どのような対応」をしていくか説明する。
  - ・保護者からの相談も受け付けることを説明する。
- ③ 保護者への協力依頼
  - ・強いショックを受けたとき、誰もが心や身体に変化が起こることがあり、家庭で子どもの様子をよく見て、話を聞くことを願います。
  - ・保護者が見守っているという安心感をもたせることを願います。
  - ・子どものことで心配なことがあったら、学校に伝えてもらう。
- ④ 質疑応答
- ⑤ スクールカウンセラーの協力が得られる場合は、心のケアについての講話を行い、家庭での協力を呼びかける。

## 2 学校の日常回復に向けた対応

### 【発生から一週間以降の対応】

- ① 日常の回復に向けた準備
  - 日常の回復に向けた取り組みを検討し、実行する。(全教職員)
  - 教職員の心身のケアに配慮する。
    - ・生徒の心のケアをするとともに、当該生徒と関係の深かった教職員に対しても十分に配慮し、強いストレスを感じている教職員に対しては、スクールカウンセラーによる支援を実施する。
- ② 生徒の心のケア
  - 生徒の状況を把握し、気にかかる生徒に対しては個別の対応を取る。
    - ・複数の教員による生徒の日常的な観察をする。
    - ・気にかかる生徒に対しては、養護教諭やスクールカウンセラー等と連携し、関係する教職員や管理職に報告をする。
- ③ 配慮を必要とする生徒の家庭との関わり
  - 生徒の心身の状態を確認して、保護者と連携して対応する。
  - 情緒の混乱した生徒が居る場合、その家庭に連絡をとり、情報交換を行う。
  - 保護者の不安などへの対応も考慮する。

## 3 事態の調査の取組

- ① 教育委員会の附属機関(調査組織)と協力・連携し、今後の対応を進める。
  - 調査組織による、事実関係を明確にするための調査の実施について、当該保護者に提案し、了承を得る。
    - ・調査結果を報告書にとりまとめ、教育委員会に提出する。

## ② 「詳しい調査」の実施方法の検討

- 当該保護者に、在校生へのアンケート調査など「詳しい調査」の実施の可否について確認する。
- 当該保護者の意向を確認し、「詳しい調査」の実施について検討する。
  - ・当該保護者から、調査を控えるなどの要望があった場合においては、最小限の情報収集を行う。
  - ・当該保護者の意向を確認した上で、学校と教育委員会及び調査組織が連携し、「詳しい調査」を実施する。

## 4 事態の調査結果の報告

### ① 当該保護者への報告

- 当該保護者に対して、事実関係や再発防止策について、適時・適切な方法で説明する。
  - ・情報の提供に当たっては、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

### ② 再発防止策等の検討

- 学校における生徒への指導や保護者等に対して再発防止策等を明らかにする。
  - ・調査の結果を受け、生徒の事故の未然防止に向けた取り組みを明らかにする。  
(教育委員会・校長)

### ③ 調査結果の報告

- 当該保護者の了承のもと、調査結果について、市長及び保護者に報告する。
  - ・市長への報告(教育委員会)
  - ・保護者への報告(学校)

## 5 事態後の生徒及び当該保護者への対応

### 【継続的な取組】

### ① 定期的な生徒・教職員の状況把握

- 生徒・教職員の心身の定期的なチェックを行う。
  - ・事態の経過後定期的に(1ヶ月, 3ヶ月, 半年, 1年など)を目途に、生徒を見守る。
  - ・教職員についても事故後の体調などに留意する。
  - ・配慮が必要な生徒がいる場合は、養護教諭やスクールカウンセラーによる支援を行い、状況については、すべての教職員で共通理解を図る。

### ② 当該保護者(遺族)との中・長期的な関わり

- 機会を捉えて、当該保護者と話をするなど、継続的に関わりをもつ。
  - ・当該保護者の意向を確認し、式典等各種行事を知らせるなどの配慮を行う。

### ③ 生徒に事故が起きたときの対応の検証

- 事故が起きたときの対応について、教育委員会及び各学校での検証を行い、問題点や課題を抽出し解消を図る。
  - ・実際に起きた事故への対応について検証し、対応方法などの問題点や課題の解消を図る。
  - ・対応策等の見直しを行う。